

公園応援団 Q & A

【活動内容】

- Q 草刈り等は、公園応援団のメンバーで実施しないといけませんか。
- A 公園応援団メンバーで実施するほか、他者に業務委託されても構いません。
(業務委託で出される場合は、除草・清掃状況の履行確認をお願いします。)

【複数の公園応援団】

- Q 1つの公園に、いくつまで公園応援団は設立できますか。
- A 各団体が活動の要件(概ね月1回の除草や清掃)を実践できれば、複数団体で1つの公園で活動いただいて構いません。

【公園愛護会のある公園での活動】

- Q 公園愛護会と管理区域を分けて管理してもよいですか。
- A 分けて管理していただくことは可能です。ただし、愛護会の管理面積が減れば、愛護会助成金の減額となる場合があるのでご注意ください。
- Q 公園愛護会が偶数月、公園応援団が奇数月などの分担をしてもよいですか。
- A 愛護会、公園応援団とも、それぞれ月1回程度の活動をお願いしているので、偶数月・奇数月の分担になるとその要件を満たせなくなります。
それぞれ月1回の活動をお願いします。なお、活動日を合わせた合同作業も可能です。

【看板】

- Q どんな看板を設置できますか。
- A 内容は、「私たち〇〇〇(公園応援団名)は、この公園の除草・清掃を行っています」などの、公園美化活動の紹介に限ります。企業名、ロゴ、二次元コードはOK、商品名や事業紹介などはできません。
- ・大きさは、横90センチ×縦60センチを上限とする。
 - ・2本脚で、独立基礎(既存公園施設に寄りかかったり紐づけしたりしない)。
 - ・大きさによっては地下にコンクリート基礎を設けること。

- ・高さに制限は設けないが（設置する公園や設置位置、看板の大きさにより適切な高さは変わってくるため）、倒れたり飛ばされたりすることのないよう設置すること。
- ・その他、角は丸くする、他の公園利用者の利用の妨げにならない位置に設置する、公園の内側に向けて設置するなど、設置の決まりを守ること。各区まちづくり整備課に相談の上、設置管理許可申請手続きを行ってください。
- ・看板の設置費用は自己負担をお願いします。設置管理許可の使用料は無料です。

【保険】

Q 市民活動保険の対象となるのはどんな場合ですか。

A （令和5年度「北九州市市民活動保険のご案内」から抜粋）

次の条件すべてを満たす活動です。

- ①自主的に構成された団体や地域住民組織などが行っている活動であるか、北九州市等の主催事業等への協力活動であること。
- ②広く公共の利益を目的とした自主的・自発的な活動であること。
- ③活動が計画的・継続的に行われていること。
- ④無報酬で行っていること（交通費などの実費の支給は無報酬とみなします。）
- ⑤日本国内における活動であること

さらに、次に挙げる活動は対象となりません。

- 政治、宗教又は営利を目的とした活動
- スポーツ・文化活動等への参加（指導者や運営従事者は対象）
- 市等の主催・共催事業への参加（運営従事者は対象）
- 懇親を目的とした活動や自助的な活動（町内会の親睦会、サークル活動等）
- 職場や学校などの行事として行う活動（クラブ活動を含む）
- 危険度の高い活動（チェーンソー等の使用や脚立や梯子等を使った2 m以上の高所での作業等）
- 緊急時での活動（災害救助等）

※審査の結果として保険が適用されない場合があります。

※公園応援団の名称に法人名を含む場合、公園応援団活動を法人の事業活動とみなし市民活動保険の適用対象外となる場合があります。ご活動くださる形

態に応じた保険へのご加入をおすすめします。

【掃除用具入れの設置】

Q 掃除用具入れを設置したい。

A 1 団体あたり 3.0 m²以下の用具入れであれば設置することができます。

各区まちづくり整備課に相談の上、設置管理許可申請手続きを行ってください。

倉庫の設置費用は自己負担でお願いします。設置管理許可の使用料は無料とします。

【市の草刈り】

Q 市にも、最低限の草刈りを行ってほしい。

A 希望があれば、市が年 1 回の草刈りを実施します。

【総合評価落札方式】

Q どのような公園応援団が、総合評価落札方式の対象となりますか。

A 総合評価落札方式の対象となる工事や工種については、技術監理局の「北九州市建設工事総合評価落札方式ガイドライン」をご覧ください。

「本市に本社又は支店等を有し、市内で事業活動を行う企業」で、公園愛護会と重複しない部分の管理総面積が 2,000 m²超、市の草刈りなし、の条件を満たす公園応援団について加点対象となります。

基準日についても、ガイドラインをご確認ください。

【法人税の控除等】

Q 企業が公園応援団活動をする場合、法人税の控除等がありますか。

A 公園応援団の活動は、市への寄付でないため、法人税上の損金には該当しません。

活動に係る費用が経費に該当するかどうかは、税務署又は税理士とご相談ください。

【参加者の資格】

Q 企業が公園応援団に参加する場合、「本市に本社又は支店等を有し、市内で事業活動を行う企業」と「本市に活動拠点がある団体の少なくとも5人程度の構成員で組織される会」のどちらに当たるのか。

A 企業から従業員の方への働きかけでできた会の場合は「企業」にあたります。同じ企業の中で少なくとも5人程度の有志の方が任意の会を結成された場合は、「本市に活動拠点がある団体の少なくとも5人程度の構成員で組織される会」にあたります。

Q 「地域住民の同意」や「既存の公園愛護会の活動の有無」「既存の愛護会の同意」はどうやって確認するのか。

A 市が確認します。活動をご検討の際には、まずは公園管理課（093-582-2464）までお問い合わせください。